

井原市議会基本条例検証結果資料（令和6年）

取組事項	1. 議会ICT化に向けた取組について
関連条項等	基本条例第3条、第7条
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R3年9月議会でデジタル化の方針を「紙媒体を全面廃止し、タブレット及び会議システム並びにグループウェアを利用することで、経費削減と議会事務局の業務改革、議会力並びに議員力アップを図る。紙媒体の全面廃止は令和4年度中に行う。」に決定。</li> <li>・R4.2.28 「井原市議会の情報通信機器使用基準」の制定。</li> <li>・R4.2.28 グループウェア導入の決定。</li> <li>・R4.3.17 ペーパーレス会議システム操作説明会開催。</li> <li>・R4.5.13 ペーパーレス化に伴う紙媒体の今後の取り扱いについて決定。</li> <li>・R4.5.19 5月臨時会からペーパーレス会議システムの本格運用開始。</li> <li>・R4.6.13 グループウェア操作説明会を開催し、「掲示板」「カレンダー」の運用開始。</li> <li>・R4.8.18 グループウェア操作説明会を開催し、「メール」「文書管理」の運用開始。</li> <li>・R4.12.8 議案の訂正に係る事務処理について、タブレット端末により正誤表を配布することに決定。</li> <li>・R6.6.10 今年度の議員研修は、議会ICTの推進やタブレットの活用を目的としオンライン配信での研修とすることに決定。（「地方議員コンプライアンス講座」を各自タブレットで受講）</li> <li>・特別委員会ではアンケート調査をオンライン（Web）による回答方式とし、R6.2月とR6.8月に実施した。</li> </ul>
成果	タブレットの導入、本会議（一般質問）の映像のYouTube配信は時代に沿った活動である。
課題の検討	各議員の習熟度に差があるため議論がなかなか進まない。研修等の実施により改善を図る。
次期への申し送り事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Chat-GPT に代表される生成AIの導入が格段に進むことが予想されることから、あらためて今後の議会DXのあり方を検討する。</li> <li>・Zoomを使った協議の実施を検討する。</li> </ul>

取組事項	2. 政策提言について
関連条項等	基本条例第3条、第14条
取組内容	<p>・R5. 3. 20 活性化施策調査特別委員会において調査を行った「活性化施策に係る補助制度についての提言書」を議長から市長へ提出した。</p> <p><b>【井原市活性化施策調査特別委員会】</b> 井原市の医療、福祉、産業、雇用等の状況を把握し、市民が安全で安心に暮らせる戦略的な対応について調査・研究を行うため、特別委員会を設置し協議を進めた。</p> <p>(R4 年中 7 回 R5 年中 2 回 計 9 回開催)</p> <p>付託事項</p> <p>○「イバラノミクス」や「いばらぐらし支援メニュー」及び各種補助金等による効果の検証調査</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策事業の状況と効果及び収束後を見据えた効果的な支援策についての調査研究</p> <p>・医療、福祉、教育、産業、雇用等の分野別</p> <p>・R6. 12. 16 人口減少時代の施策の在り方調査特別委員会において調査を行った「学校園の規模の適正化・適正配置についての提言書」を議長から市長へ提出した。</p> <p><b>【人口減少時代の施策の在り方調査特別委員会】</b> 市民が安全で安心して暮らせる持続可能な井原市であるために、人口減少に伴う様々な課題を把握し、その解決策について調査・研究を行うため、特別委員会を設置し協議を進めた。</p> <p>(R5 年中 7 回 R6 年中 15 回 計 22 回開催)</p> <p>付託事項</p> <p>○人口減少時代にあつての施策の在り方についての調査・研究</p>
成果	令和4年度と令和6年度に特別委員会での調査結果を踏まえ、市長に政策提言を行った。
課題の検討	政策提言から執行部による制度設計が行われた例もある。今後も本市の課題解決に向けた取組みを進める。
次期への申し送り事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の課題解決に向けた取組みを進める。</li> <li>・学校園の規模の適正化・適正配置の提言の方向について、引き続き市民との意見交換や、教育委員会や関連する執行部門の取組について、真剣かつ丁寧の実現に向け努力を重ねる。</li> </ul>

取組事項	3. 政務活動費の活用について
関連条項等	基本条例第5条、第16条
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R3. 3. 19 政務活動費マニュアルの改正について決定。(適用 R3. 4. 1～)</li> <li>・ 宿泊料 県外 12,000 円 県内 9,000 円 を 県外 15,000 円 県内 12,000 円へ変更(食事代込)</li> <li>・ ETC利用時の添付書類について明文化</li> <li>・ 電話代の上限を9分の1から3分の1へ変更</li> <li>・ R6. 2. 27 政務活動費マニュアルの改正について決定。</li> <li>・ ソフトウェア利用料について、全体経費の2分の1を上限に計上することができる。</li> <li>・ 議員任期中に購入した備品について、取得価格を政務活動の使用割合で按分し、法定耐用年数で除した額を年度毎に計上するものとし、再選後も減価償却期間内である場合計上できることとする。</li> </ul>
成果	コロナ収束後は積極的に研修や調査・報告に係る活動を実施した。
課題の検討	具体的な活用や効果が見えにくいことから、ホームページのみならず映像版議会だより(井原放送)等を活用し活動内容の公開を検討する。
次期への申し送り事項	適宜、支出基準の見直しを行う。

取組事項	4. ホームページの充実について
関連条項等	基本条例第7条、第18条
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員紹介、委員会構成、議会基本条例への取り組みの検証、政治倫理条例、会議情報・結果、本会議・常任委員会会議録、議会への提案、市民の声を聴く会、市議会だより、議長交際費、政務活動実施報告書、委員会行政視察報告、政務活動費収支報告（領収書を含む）、政策提言、請願・陳情・傍聴の案内を掲載。</li> <li>・定例会中に開催する常任委員会の会議録（要点筆記）を平成24年3月分から公開。</li> <li>・R5.3 政策提言したものをホームページに公開</li> <li>・R6.12 政策提言したものをホームページに公開</li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会ホームページに各種情報を掲載</li> <li>・政務活動費の収支報告書について、収支報告書や領収書等の公開に加え、令和5年度分の報告から、議員の収支報告書を表にまとめた実績一覧表を公開した。</li> </ul>
課題の検討	<p>※参考 R5 年度分外部評価での指摘事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページの構成を見直す際には、「情報が見やすいこと」と「情報が探しやすいこと」に配慮して、検討する必要がある。</li> <li>・第7条第2項で、「すべての委員会及び全員協議会」を原則公開としている以上、すべての委員会及び全員協議会の会議録（要点筆記も可）を公開する必要がある。これは、すでにそのような記録がある以上、難しい課題ではないように思われる。</li> <li>・情報公開を一步進めた観点からすれば、議案・議題とセットにし、会議で使用される資料の事前公開を行うべきである（難しい場合には、事後公開とする）。</li> <li>・政務活動費の使用に関するルールを定めたマニュアルを公開する必要がある。特に、政治とカネの問題が注目される中、この点は早急に対処する必要がある。⇒R7.3 政務活動費マニュアルを公開することとした。</li> </ul> <p>※参考 R6 年分学識経験者の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り、今までどおり全会議の公開を望む。また、これからの時代は情報収集手段の変化が求められている。</li> </ul> <p>⇒R7.2 委員会の所管事務調査報告書について全員協議会での報告後、担当部長に提出し、議会ホームページに掲載することとした。</p>
次期への申し送り事項	全会議の会議録の公開について、その必要性等を検討する。

取組事項	5. 市民の声を聴く会の実施方法変更について
関連条項等	基本条例第7条、18条
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R3. 3. 19 「市民の声を聴く会」開催要領の一部改正 13地区での開催を手挙げ方式へ変更し、さらに分野ごとに意見交換を行う場として各種団体等（自治会、PTA関係、商工団体等）も対象とするよう変更。</li> <li>・R4. 1. 28 に井原市立高等学校で開催する主権者教育へ市議会として参加する予定で事務を進めていたが、新型コロナウイルス感染症のため中止となった。なお、昼間部、夜間部でグループに分かれ、座談会形式による質疑応答方式で意見交換会を行う予定であった。</li> <li>・R4. 6. 28 「市民の声を聴く会」開催要領の一部改正 手挙げ方式に変更したことから、実施後の取り扱いについて変更。 ○各班の班長は、市民の声を聴く会の終了後、実施報告書（様式第3号）を広聴広報委員長に提出する。 ○広聴広報委員長は、各班から報告された市民の声を聴く会における意見等について、広聴広報委員会で整理し、その結果を議長へ報告する。 ○議長は、広聴広報委員会からの報告を受けたのち、全員協議会で報告する。 ○全員協議会で報告後、常任委員会において必要に応じ協議を行い、今後の施策立案等に活かしていく。 ○議長は、全員協議会の報告ののち、速やかに市議会ホームページで公表する。</li> </ul> <p><b>【開催実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R4. 3. 28 美星町自治公民館連合会 46人</li> <li>・R4. 5. 10 井原商工会議所青年部 12人</li> <li>・R5. 4. 21 井原市老人クラブ連合会 14人</li> <li>・R6. 10. 6 井原市スポーツフェスティバルで「青空懇談会」を試行した。 アンケート回収枚数：122枚 懇談件数：10件</li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広聴広報委員会において、広聴活動のあり方を継続して協議し、令和6年度に「青空懇談会」を試行実施した。</li> </ul>
課題の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「手挙げ方式」への変更によって開催が激減した。行政視察等により新たな取組みを研究する。⇒南丹市の「出前でおしゃべり青空議会」を参考とし、イベントへ参加することに決定した。</li> <li>・「青空懇談会」の位置づけを明確にする必要がある。⇒「市民の声を聴く会」の開催方法のひとつとすることに決定した。</li> </ul> <p>※参考 R6年分学識経験者の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民にアンケートをして市民参加の議会の充実の在り方を聞いたらどうか。</li> <li>・「市民の声を聴く会」はどこに行ったのか、市民の生活の生の声をどのように市政に届けるのか・・・今こそ、委員会活動が市役所の5階から出ていく時であると同時に、その存在価値が問われる厳しい時代となってきたことは間違いない。</li> </ul>
次期への申し送り事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主権者教育の一環として高校生、中学生、小学生などを対象とした「市民の声を聴く会」の開催を検討する。</li> <li>・広聴広報委員会で今後の広聴活動体系の見直しをする。</li> </ul>

取組事項	6. 市民への情報発信（議会だよりの充実）について
関連条項等	基本条例第5条、第7条、第18条
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R4.10.3 議会広報のあり方について「議会だより」「ホームページ」「井原放送」などの広報媒体をうまく活用し、紙媒体からデジタル媒体への移行も視野に入れ、「読む広報」から「観る広報」・「聴く広報」へとシフトしていくことに決定。議会だよりの一般質問の原稿は、読みやすく、わかりやすく、親しみやすくし、中身を詳しく知りたい読者向けに、YouTubeを活用して井原放送の録画放送をネット上から観れるようにする。</li> <li>・R5.3.20 議会だより番組放映について、広聴広報委員会で協議を行うことに決定</li> <li>・R5.4 一般質問の映像のYouTube配信を開始</li> <li>・R5.4 井原放送で映像版議会だよりの放映を開始</li> <li>・R6.4 映像版議会だよりのYouTube配信を開始</li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広聴広報委員会において広報活動のあり方を継続して協議した。</li> </ul>
課題の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広聴広報委員会の活動の増大により委員の負担が多く、不公平感もあることから、体制の見直しを検討する。</li> <li>・YouTube配信の事務処理が特定の委員の負担となっている。</li> <li>・委員会報告書のホームページへの掲載について検討する。⇒支障のないものについて、掲載していく方向で進めていく。</li> </ul> <p>※参考 R6 年分学識経験者の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・YouTubeを利用した情報発信に加えて、Z世代への発信を提案する。</li> <li>・これからは、ユーチューブアップに際して、各委員会や全員協議会も視野に入れた検討をお願いしたい。実際は、こうした取り組みを知らない市民が多い。小・中・高校生(教育現場を含む)や若い多くの労働者には、これらを聞く手段はあるけれども、果たして聞いておられるのかは不明である。</li> </ul>
次期への申し送り事項	任期4年のうち1回は広聴広報委員を担い、広聴広報体制の充実を図る。

取組事項	7. 議会への提案箱の設置、ホームページからの提案について
関連条項等	基本条例第18条
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R3.6.29 回答までの時間短縮のため、広聴広報委員会において協議先委員会の決定の際に、内容的に執行部へ意見を求めたほうがよいものは、回答案の協議先委員長の同意を得た上で、広聴広報委員会において執行部へ意見を求めることも決定する。</li> <li>・R3.12.6 協議先委員会の決定の際、必要に応じて正副委員長で協議を行い、メール等による委員への照会により協議先委員会を決定する。ただし、委員から異議がある場合は、委員会を開催し協議する。</li> </ul>
成果	なし
課題の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「議会への提案箱」について、デジタル化の進展に伴い、メール等による提案も増えてきていること、また投書されている箇所が限定されていることから、設置場所の削減を検討する。⇒広聴広報委員会で検討した結果、令和7年3月末で、4施設に削減することとした。</li> <li>・受付から回答までに時間がかかりすぎる。</li> </ul>
次期への申し送り事項	提案から回答までの更なる期間短縮を目指して、「議会への提案処理フローチャート」に沿った運用を行う。

取組事項	8. 議会基本条例の検証及び見直しについて
関連条項等	基本条例第23条
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R3. 3. 19 条例改正案議決 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第7条第4項 議会報告の手段に議会広報誌、ホームページを追加</li> <li>○ 同条第6項 休日及び夜間の本会議開催についての条文を削除</li> <li>○ 第18条第4項 広聴活動に意見交換会を追加</li> <li>○ 第22条第2項 議員報酬について、「市民の意見を参考に決定」を「井原市特別職報酬等審議会の意見等を参考に」に修正</li> <li>○ 第24条 委任について、「危機管理等」を追加</li> </ul> </li> <li>・ 評価にあたっては、Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Action（改善）というPDCAサイクルを議会運用の流れの中に位置づけることが必要である。特に、4年という任期でのサイクルが重要であり、任期の4年間で「できたこと」と「できなかった」ことをきちんと整理し、成果と課題を明らかにし、次の任期への「申し送り事項」を取りまとめる。</li> <li>・ これまで、有識者による評価を毎年行ってきたが、若干、「マンネリ感」が見られるので、そろそろ「市民による評価」など、新しい取り組みを検討</li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R6. 11. 6 議会運営委員会で、検証のあり方の見直しを行うこととし、林先生による外部評価は一旦休止し、それに代わる方法を検討することに決定</li> <li>・ R6. 11. 26 議会運営委員会で代替案を協議し、元議員2名の意見を伺うことに決定</li> </ul>
課題の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検証に関してこれまで「なぜ達成できなかったのか」そのことの検討ができていない。</li> <li>・ 学識経験者による外部評価について見直しを検討する。</li> </ul> <p>※参考 R6 年分学識経験者の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部による検証は今後、複数年度に一度に改めたらどうか。</li> <li>・ 休日、夜間の本会議開催の再開検討を要望する。</li> </ul>
次期への申し送り事項	さまざまな視点から検証をしていく体制を整える。